

三重県企業庁が所管する工事における工事一時中止に係るガイドライン について

お 知 ら せ

平素は、三重県企業庁の建設工事等に多大なるご協力を頂き厚く御礼申し上げます。

三重県企業庁が所管する工事における工事一時中止に係るガイドラインについては、三重県県土整備部が改定した「三重県工事一時中止に係るガイドライン（令和6年7月一部改定）」を適用することとし、当庁において、水道施設整備費に係る歩掛表の諸経費率を適用して発注する請負工事については、「三重県工事一時中止に係るガイドライン」P9 工事一時中止に伴う積算方法（標準積算による場合）を、「水道施設整備費に係る歩掛表」1-2-7 工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算について に置き換えて適用することとしましたのでお知らせします。

令和6年7月1日

三重県企業庁